

豊 田 市 公 共 交 通 会 議 規 約

(名称)

第1条 本会は、「豊田市公共交通会議」（以下「交通会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保とその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するものとする。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 豊田市における総合的な公共交通計画の検討及び定期的な見直し
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関する協議
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- (4) 交通会議の運営方法の検討その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、下記に掲げる者とし、別表1のとおりとする。

- ① 学識経験者
- ② 市民、事業者などの想定される利用者が組織する団体等
- ③ 鉄道事業者
- ④ 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者
- ⑤ 社団法人愛知県バス協会及び愛知県タクシー協会
- ⑥ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ⑦ 愛知運輸支局長又はその指名する者
- ⑧ 愛知県知事又はその指名する者
- ⑨ 関係する道路管理者及び警察
- ⑩ 豊田市長又はその指名する者

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2会長は、荻野弘 豊田工業高等専門学校環境都市工学科 教授 とする。

3副会長は、委員の中から会長が指名する。

(職務)

第6条 交通会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長不在のとき、会長の指示により議長を務める。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 交通会議は原則として公開する。

3 会長は必要に応じて委員以外の者を交通会議に出席させることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(協議済み事項の軽微な修正・変更)

第9条 交通会議において協議が整った事項に関する軽微な修正・変更については、交通会議での協議を省略するものとする。

2 前項における軽微な修正・変更とは、別表2に掲げるものとする。

(事務)

第10条 交通会議の運営に係る事務は、豊田市 都市整備部 交通政策課で行う。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成17年 8月29日から施行する。

この規約は、平成17年10月12日から施行する。

この規約は、平成18年 2月 2日から施行する。

この規約は、平成18年 5月31日から施行する。

この規約は、平成18年12月14日から施行する。

この規約は、平成19年 5月29日から施行する。

この規約は、平成19年 8月28日から施行する。

この規約は、平成19年11月29日から施行する。

この規約は、平成20年 6月18日から施行する。

別表 1

平成20年6月18日現在

氏名は敬称略

氏名	団体、部署名、役職	該当番号
荻野 弘	豊田工業高等専門学校 環境都市工学科 教授	①
野田 宏治	豊田工業高等専門学校 環境都市工学科 教授	①
寺田 義弘	豊田市区長会 理事	②
近藤 晃	豊田市老人クラブ連合会 第2事業部長	②
澤田 恵美子	豊田市消費者グループ連絡会 会長	②
沖田 修二	豊田市PTA連絡協議会 副会長	②
藪押 光市	豊田商工会議所 総務企画部 次長	②
梅村 松男	豊田市社会福祉協議会 常務理事	②
三浦 久芳	名古屋鉄道(株) 東部支配人	③
梶原 雅一郎	愛知環状鉄道(株) 運輸部 管理課長	③
加藤 直樹	名鉄バス(株) 運輸部 運輸第2課長	④
堀合 正行	豊栄交通(株) 代表取締役	④
牛田 昌弘	愛知県タクシー協会 豊田支部長	⑤
長崎 三千男	愛知県バス協会 専務理事	⑤
小林 宏	愛知県交通運輸産業労働組合協議会 議長	⑥
富本 茂	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	⑦
多田 直紀	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送担当)	⑦
内藤 洋	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 計画課長	⑨
宮崎 秀嗣	愛知県 地域振興部 交通対策課長	⑧
川本 寛	愛知県 豊田加茂建設事務所 維持管理課長	⑨
大山 明夫	愛知県 豊田加茂建設事務所 足助支所 管理課長	⑨
市川 和彦	愛知県警察 豊田警察署 交通課長	⑨
本多 幸治	愛知県警察 足助警察署 交通課長	⑨
吉橋 寿博	豊田市 都市整備部長	⑩
事務局	豊田市 都市整備部 交通政策課	

別表 2

<ul style="list-style-type: none"> ・ バス停名称の変更 ・ バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更 ・ ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等 ・ 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正
